○厚生労働省告示第二百三十三号

業 安 職 定 業 法 安 定 施 行 法 規 施 則 行 第 規 則 +(昭 兀 条 和二十二年 \mathcal{O} 六 第 労 項 働 \mathcal{O} 省 規 1令第. 定 に 基 十二号) づき厚 第二十 生 一労働 兀 大 臣 条 が 0) 六 定 第二項 \Diamond る 講 習 \mathcal{O} を 規 次 定 \mathcal{O} に 基 ょ う づ ĺ き、 定 職 8

平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年六月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

職 業 安定 法 施 行 規 則第二十 匹 条 \mathcal{O} 六 第二項 \mathcal{O} 規定に基 でつき厚 生 一 働 大 臣 が 定 8 る 講 習

1 介 責 職 業 任 者 安 講 定 習 法 施 と 行 規 1 う。 則 第 + は 兀 次 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 六 各 第 号 \mathcal{O} 項 1 ず に 規 れ 定 に ŧ す 該 る 当 厚 す 生 労 る 働 ŧ 大 \mathcal{O} لح 臣 が L て、 定 8 次 る 項 講 習 に 定 以 \Diamond 下 る Ł 職 \mathcal{O} 業 لح 紹 す

る。

習 に 講 習 関 す を 実 る 事 施 す 項 る者 が 職 。 以 業 下 紹 介 責 講 習 任 機 者 講 関 習 \mathcal{O} کے 適 7 う。 正 か 0 確 \mathcal{O} 実 施 設、 な 実 設 施 備 に 適 合 講 習 L た \mathcal{O} 実 ŧ 施 \mathcal{O} で \mathcal{O} あ 方 法 ること。 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 講

講 習 機 関 \mathcal{O} 経 理 的 及 び 技 術 的 な 基 礎 が 職 業 紹 介 責 任 者 講 習 \mathcal{O} 適 正 か 0 確 実 な 実 施 に 足 る ŧ \mathcal{O}

で

あ

るこ

2 職 業 紹 介 責 任 者 講 習 は 次 0 表 に 掲 げ る 講 習 機 関 が 行 う 職 業 紹 介 事 業 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 適 正 な 遂 行 \mathcal{O} た 8

に必要な知識を習得させるための講習とする。

名称	所在地
公益社団法人全国民営職業紹介事業協会	東京都文京区本郷三丁目三十八番一号本郷信徳ビ
	ル五階
一般社団法人日本人材紹介事業協会	東京都港区芝公園二丁目六番十五号黒龍芝公園ビ
	ル西館二階
株式会社オファーズ	群馬県高崎市上大類町千四十九番地
株式会社オープンリソースエージェントパ	東京都新宿区下落合二丁目一番八号三栄ビル三階
ートナーズ事業部	